

令和 2 年 7 月 31 日

厚 生 労 働 省

【概要書】

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等
に関する法律の施行状況に関する報告（第 25 回）

- ・ 標記の報告書を衆議院議長に提出いたしました。
- ・ 概要は別添のとおりです。

連絡先は省略。

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の施行状況に関する報告について（概要）

厚年特例法の内容及び国会報告の根拠

- 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成 19 年法律第 131 号。以下「厚年特例法」という。）は、地方年金記録訂正審議会が、保険料徴収の消滅時効（2 年）が成立した保険料分について、被保険者からの保険料天引きの事実があるにもかかわらず、事業主の保険料納付の事実が明らかでないとき年金記録の訂正の答申を行った場合等に、厚生労働大臣は、年金記録の訂正を行うとともに、事業主等に対して保険料納付の勧奨等を行うことなどを内容とするもの。
- 厚年特例法第 15 条においては、政府は、おおむね 6 月に 1 回、地方年金記録訂正審議会の調査審議の結果の概要、特例納付保険料の納付の状況等法律の施行状況を国会に報告することが求められており、これまで、平成 20 年 7 月以降、毎年 1 月と 7 月に報告している。

今回報告の概要

- I 厚年特例法第 15 条の規定に基づき、平成 27 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までに地方年金記録訂正審議会が年金記録の訂正の答申を行った事案と年金事務所で記録訂正が可能と判断した事案についての施行状況に関して報告するもの（件数は累計）。
 - 1 地方年金記録訂正審議会の答申結果及び年金事務所の判断結果の概要
 - 年金記録を訂正する必要があると認められた厚生年金保険関係の件数・・・19,120 件
 - (1) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）に基づく答申件数・・・1,392 件
 - (2) 厚年特例法第 1 条第 1 項に基づく答申件数・・・3,270 件
 - ①事業主が保険料納付義務を履行しなかったと認められる事案・・・2,084 件
 - ②事業主が保険料納付義務を履行したかどうか不明と認められる事案・・・1,309 件
 - (3) 厚年特例法第 1 条第 2 項に基づく訂正件数・・・14,790 件
 - ①事業主が保険料納付義務を履行しなかったと認められる事案・・・13,708 件
 - ②事業主が保険料納付義務を履行したかどうか不明と認められる事案・・・1,123 件
 - 2 厚年特例法に基づく答申等により厚生労働大臣が記録を訂正した件数・・・18,060 件

3 特例納付保険料の納付の状況等

- 特例納付保険料の総額 19 億 6,997 万 9,152 円
- (1) 年金事務所が納付を勧奨した件数 18,851 件
- (2) 事業主から納付の申出があった件数 15,646 件
- (3) 納付が行われた件数 14,496 件 (14 億 7,822 万 5,234 円)
- (4) 納付する旨の申出のない事業主を公表した件数 917 件
- (5) 公表後に納付を再勧奨した件数 613 件

4 事業主が納付に応じない場合であって、一定期間経過した後、国が負担した特例納付保険料の額に相当する額の総額等

- (1) 特例納付保険料相当額を国が負担した件数 693 件
- (2) 国が負担した特例納付保険料相当額の総額 2 億 5,893 万 7,854 円

II 平成19年6月22日から平成27年3月31日までに総務大臣から厚生労働大臣に対し、年金記録の訂正のあっせんが行われた事案と年金事務所において年金記録の訂正が可能と判断した事案についての施行状況に関して報告するもの（件数は累計）。

1 年金記録確認第三者委員会における調査審議結果の概要

- 厚生年金保険関係のあっせん件数 105,928 件
- (1) 厚生年金保険法に基づくあっせん件数 15,472 件
- (2) 厚年特例法に基づくあっせん件数 92,538 件
- ①事業主が保険料納付義務を履行しなかったと認められる事案 80,239 件
- ②事業主が保険料納付義務を履行したかどうか不明と認められる事案 13,480 件

2 厚年特例法に基づくあっせん等により厚生労働大臣が記録を訂正した件数・92,538 件

3 特例納付保険料の納付の状況等

- 特例納付保険料の総額 96 億 9,237 万 4,274 円
- (1) 年金事務所が納付を勧奨した件数 85,248 件
- (2) 事業主から納付の申出があった件数 74,304 件
- (3) 納付が行われた件数 66,222 件 (67 億 1,184 万 2,534 円)
- (4) 納付する旨の申出のない事業主を公表した件数 9,680 件
- (5) 公表後に納付を再勧奨した件数 6,687 件

4 事業主が納付に応じない場合であって、一定期間経過した後、国が負担した特例納付保険料の額に相当する額の総額等

- (1) 特例納付保険料相当額を国が負担した件数 8,593 件
- (2) 国が負担した特例納付保険料相当額の総額 37 億 1,652 万 6,668 円